

配 布 資 料

(島根原子力発電所の保守管理の不備等に係る住民説明会)

○島根県の対応状況・・・・・・・・・・ P 1

○松江市の対応状況・・・・・・・・・・ P 2

○別紙 1：島根県の申し入れ書・・・ P 4

○別紙 2：松江市の申し入れ書・・・ P 5

○別紙 3：立入調査結果の概要・・・ P 6

島根県・松江市

島根原子力発電所における保守管理の不備への対応状況【島根県】

H22・5・23 島根県総務部消防防災課原子力安全対策室

中国電力に対して

1. 文書による申し入れ

○平成22年3月30日、中国電力に対し文書で申し入れしました。

※申し入れ文書：別紙1のとおり

2. 中国電力島根原子力発電所への立入調査

○島根県、松江市及び中国電力株式会社の三者で締結している「島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定」に基づく立入調査を、松江市と合同で平成22年4月16日に実施しました。

※立入調査結果：別紙3のとおり

国に対して

1. 適切な指導・監督、情報提供などの要請

○中国電力の指導・監督や住民への情報提供を適切に行うことなどを要請しました。

県民の皆様に対して

1. 島根県議会総務委員会への報告

○平成22年4月12日、島根県の対応状況などを報告しました。

○平成22年5月10日、立入調査結果を報告しました。

2. 島根県ホームページ上での情報公開

○中国電力に対する申し入れや立入調査結果等については、島根県総務部消防防災課原子力安全対策室のホームページに掲載しています。

<http://www.pref.shimane.lg.jp/genan/tokusetsu.html>

3. 住民説明会の開催

○島根県及び松江市の主催による住民説明会を、平成22年5月23日くにびきメッセで開催しました。

島根原子力発電所における保守管理の不備への対応状況【松江市】

H22・5・23 松江市総務部防災安全課原子力安全対策室

中国電力に対して

1. 文書による申し入れ

- 平成22年3月30日、中国電力に対し文書で申し入れしました。
※申し入れ文書：別紙2のとおり

2. 中国電力島根原子力発電所への立入調査

- 島根県、松江市及び中国電力株式会社の三者で締結している「島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定安全協定」に基づく立入調査を、島根県と合同で平成22年4月16日に実施しました。
※立入調査結果：別紙3のとおり

国に対して

1. 適切な指導・監督、情報提供などの要請

- 中国電力の指導・監督や住民への情報提供を適切に行うことなどを要請しました。

市民の皆様に対して

1. 松江市議会 島根原子力発電対策特別委員会への説明

- 平成22年4月5日、原子力安全・保安院、中国電力、松江市から説明を行いました。（3月30日に中国電力から受けた報告内容について）
- 平成22年5月7日、原子力安全・保安院、中国電力から説明を行いました。（4月30日に中国電力から受けた中間報告内容について）

2. 松江市原子力発電所環境安全対策協議会への説明

- 平成22年4月14日、原子力安全・保安院、中国電力、松江市から説明を行いました。（3月30日に中国電力から受けた報告内容について）

3. 鹿島・島根地域協議会等への説明

- 鹿島地域協議会に対して、平成22年4月19日および5月21日に原子力安全・保安院、中国電力、松江市から説明を行いました。
- 島根地域協議会に対して、平成22年4月28日および5月21日に原子力安全・保安院、中国電力、松江市から説明を行いました。
- 鹿島自治連合会に対して、平成22年4月27日に原子力安全・保安院、

中国電力、松江市から説明を行いました。

4. 松江市ホームページ上での情報公開

○4月16日に実施した立入調査結果等については、松江市総務部防災安全課原子力安全対策室のホームページに掲載しています。

5. 住民説明会の開催

○島根県及び松江市の主催による住民説明会を、平成22年5月23日(本日)くにびきメッセで開催。



消防第 2 7 3 8 号
平成 2 2 年 3 月 3 0 日

中国電力株式会社
取締役社長 山 下 隆 様

島根県知事 溝 口 善 兵 衛
(総 務 部 消 防 防 災 課)

島根原子力発電所における保守管理の不備について

本日、貴社から報告を受けた島根原子力発電所 1, 2 号機における点検記録の不整合は、原子力発電所の健全性維持にとって重要である機器点検が、計画どおりに実施されていなかったものであり、安全性確保を第一とすべき原子力事業者としての安全確保体制が不十分であったと言わざるを得ません。

本県においては、島根原子力発電所 1, 2 号機の営業運転が行われ、更に 3 号機の建設が進められているところであり、適正な事業運営による地域との信頼関係の確保が不可欠であります。

そのような中、本件はこれまで貴社が構築してきた島根原子力発電所などの諸施設の安全管理体制について、県民に疑念や不安を抱かせるものであり、誠に遺憾であります。

今後取り組まれる再発防止対策では、個々の問題の背景にある根本的な原因分析に真摯に取り組み、二度と同じようなことが起こらないよう、全社を挙げて組織としての安全体制の確立に取り組まれるよう申し入れます。

なお、今回報告のあった機器以外の照合確認結果や、再発防止対策の取り組み状況については逐次速やかに報告するとともに、県民に分かりやすい形での情報公開や説明を行うよう強く要請します。



防 第 3 5 0 号
平成 22 年 3 月 30 日

中国電力株式会社
取締役社長 山下 隆 様

松江市長 松 浦 正 敬



島根原子力発電所 1, 2 号機の点検計画表と点検実績との不整合に関する申し入れ

本日、貴社から報告を受けた、島根原子力発電所 1, 2 号機の点検計画表と点検実績との不整合については、貴社が定めた点検計画による保守管理及び定期事業者検査の一部が適切に実施されていなかったものであり、安全性確保を最優先すべき原子力発電に対する危機管理意識の低さに起因するものと考えます。

また未点検箇所を確認した際に、不適合管理を速やかに行わなかったことは、貴社が進めている発電設備の総点検に係る不適切事案に対する再発防止策などの対応に懸念を抱かせるものであり、市民の不信感、不安感に繋がることから、誠に遺憾であります。

については、原子力発電所の安全管理を徹底し、市民の信頼回復のため社を挙げて誠意と責任ある対応を実行されるよう、下記のとおり申し入れます。

記

1. 本件の原因が「点検計画表」の運用方法に起因することを踏まえ、変更した運用方法に基づき早急に未実施箇所の点検を実施し、その結果を逐次速やかに報告すること。
2. 本件に対し早急に根本原因分析を行い、再発防止策を策定し、具体的な行動計画に基づき確実に実施すること。また、市民に対しわかりやすい説明に努めるなど、積極的な情報公開を行うこと。
3. 中国電力の社員はもとより、協力会社を含めた全社員に対して、更なる安全文化の醸成、危機管理意識の高揚を図るよう、継続的かつ効果的な啓発活動を行うこと。

島根原子力発電所における保守管理の不備に関する立入調査結果

平成 22 年 4 月 23 日

島根県総務部消防防災課原子力安全対策室
松江市総務部防災安全課原子力安全対策室

I 調査日時及び場所

1. 日時 平成 22 年 4 月 16 日（金）9 時 28 分～17 時 04 分
2. 場所 中国電力㈱島根原子力発電所

II 調査内容

1. 3 月 30 日に中国電力から報告があった「島根原子力発電所 1、2 号機の点検計画表と点検実績との不整合について」（以下「報告書」という。）の事実確認。（調査項目については下記 3 項目のとおり）
 - 1) 不整合箇所の現場調査及び健全性評価
 - 2) 不整合箇所の書類調査
 - 3) 高圧注水系蒸気外側隔離弁駆動用電動機に係る報告内容
2. 3 月 30 日に中国電力から連絡があった「点検計画表への実績の反映に関する運用の変更について」（以下「連絡事項」という。）の事実確認。
3. 国の命令・指示に基づいて行われる報告等への対応

III 調査結果

1. 報告書の事実確認

1) 不整合箇所の現場調査及び健全性評価

点検計画表と点検実績との不整合箇所 123 機器のうち、高圧注水系蒸気外側隔離弁駆動用電動機とその他 23 機器について、現場確認及び健全性評価に係る書類確認を行った。確認結果の概要は次のとおり。

確認結果の概要

- 現場調査を行った機器（弁、安全弁等）について外観の目視を行い、漏れなどの故障が無いことを確認した。
- 現場調査を行った機器のうち、高圧注水系蒸気外側隔離弁駆動用電動機については、隔離弁の動作確認を行い正常に作動することを確認した。
- 現場調査をした 24 機器の健全性評価については、報告書記載のとおりであった。

2) 不整合箇所の書類調査

点検計画表と点検実績の不整合箇所123機器のうち、抽出した8機器について、不整合が起きた理由の確認を行った。確認結果の概要は次のとおり。

確認結果の概要

- 点検計画表と点検実績の不整合があった機器について、点検計画表に記載されていた直近の点検実績について調査したところ、抽出した8機器はいずれも工事報告書等で未実施となっている、もしくは実施が確認できない状態であった。
- 書類調査を行った1機器について、誤りがあった記載以前の点検実績について調査したところ、点検計画表では未実施と記録されているのにも関わらず点検実績が見つかったという事例も確認された。
- 点検計画表と点検実績との不整合が発生した原因について説明を求めたが、原因確定のための調査を実施中との回答であった。

3) 高圧注水系蒸気外側隔離弁駆動用電動機に係る報告内容

調査対象電動機の点検計画表の不備等について、点検計画表と点検記録の不整合が確認された経緯を確認した。また、不適合管理が適切に行われなかった点について重点的に調査を行った。確認結果の概要は次のとおり。

確認結果の概要

- 本件の経緯については、報告書の記載どおりであることが概ね確認できた。
- 不適合管理が適切に行われなかった点について、所員の不適合管理に対する意識の定着が不十分と感じられた。

2. 連絡事項の事実確認

中国電力が、今回不整合が起きた原因の1つとして点検計画表の運用方法があると推定していること、また3月27日に点検計画表の運用方法の変更を行っていることを踏まえ、変更前と変更後の運用方法について確認した。また関係部署に対してどのように周知されたか確認を行った。確認結果の概要は次のとおり。

確認結果の概要

- 設備主管課長から保修管理課長に連絡がない限り、保修管理課長は計画どおり点検が実施されたと入力する運用方法の不備について確認した。
- 変更後の運用方法により、作業実績が点検計画表に確実に反映されるものであることを確認した。（変更後の運用方法は、設備主管課長から点検実績の連絡がない限り点検実績表に反映されないしくみであった。）
- 点検計画表運用方法の変更は、当面の措置として手順書の運用変更として実施・周知されている。
- 関係部署に対しての周知は、規定に則りメール配信により行われていた。
- 点検計画表（電子ファイルで管理）の入力画面で更新（変更）を行う操作を確認した。

3. 国の命令・指示に基づき行われる報告等への対応

点検状況を視察するとともに、総点検体制について説明を受けた。視察・説明内容は次のとおり。

視察・説明内容

- 発電所1号館集会室及び会議室にて、約500名体制により総点検チームを構成し、点検計画表と工事实績等の整合性の確認、保守管理プロセスの適切性確認等の作業状況を確認した。
- 同日（4月16日）、原子力安全・保安院に対して提出した「島根原子力発電所第1号機及び第2号機の保守管理の不備並びに定期事業者検査の一部未実施に係る報告徴収等に関する点検計画書」に基づき、総点検体制について説明を受けた。

注) 立入調査結果の詳細については、島根県総務部消防防災課原子力安全対策室のホームページに掲載しています。

<http://www.pref.shimane.lg.jp/genan/tokusetsu.html>